神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金
フォローアップ調査について

昨年度交付した「神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金」について、フォローアップ調査を実施しますので、ご回答お願いします。（回答時間目安　３分）

本調査にご協力いただくことが、奨励金交付の条件※となっておりますので、期限までにご回答いただきますようお願いいたします。

提出期限：令和７年５月 30 日（金）まで

本調査にご協力いただけない場合、奨励金の返還を求める可能性がありますのでご注意ください。

○回答方法

いずれかの方法でご回答ください。

①電子申請システムで回答

下記の二次元コードを読み込んで、
アンケートのページにアクセス

②郵送又は FAX で回答

＜送付先＞

〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通１
産業人材課　調整グループあて
FAX：045-201-6952

Ｑ１：回答者の法人名を入力してください。

Ｑ２：奨励金の交付を受けた従業員数を教えてください。

（　　）人

Ｑ３：奨励金の交付を受けた従業員は、令和７年３月 31 日時点で勤務していますか？

※事業所の異動等は、「勤務している」にあたります。

□　勤務している

□　勤務していない（勤務していない従業員もいる）

Ｑ４：（Q3 で「勤務していない」と回答した場合）

すでに勤務していない従業員数を入力してください。

（　　）人

Ｑ５：（Q3 で「勤務していない」と回答した場合）

奨励金の交付を受けた従業員が退職する際、免許取得にかかった費用の返還を求めましたか？

※「求めた」と回答した場合、奨励金の返還が必要となる可能性がありますので、当課からご連絡させていただくことがあります。

□　求めていない

□　求めた

Ｑ６：神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金について、どこで知りましたか？（複数回答可）

□　神奈川県ホームページ

□　神奈川県以外のホームページ（サイト名：　　）

□　広報用チラシ

□　その他

Ｑ７：神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金についてご意見等ありましたら、ご記入ください。

以上となります。ご協力ありがとうございました。

令和７年度　神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金については、
詳細が決まり次第、下記の県ホームページにてお知らせいたします。

〇神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/oogata.html

※　神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付要綱

（奨励金交付対象者）

第３条 この奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、従業員の運転免許取得に係る経費を負担した中小貨物自動車運送事業者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 県内に本店又は主たる事務所がある法人又は県内に事業所がある個人事業主であること。

(2) 当該事業者全体における事業用貨物自動車の保有車両数が５両以上の者とする。

(3) 今後も、引き続き事業を継続する意向を有すること。

(4) 神奈川県が実施する神奈川県大型等運転免許取得促進事業のフォローアップ調査に協力できること。

問合せ先
神奈川県産業労働局労働部
産業人材課調整グループ
電話：045-210-5705（直通）